資料－３

東郷元帥記念公園改修工事検討協議会（第１８回）

1　協議会での検討内容

2　第 17 回協議会での樹木の取扱い

3　東郷元帥記念公園　修正案の検討

4　今後のスケジュールについて

令和２年８月７日

1　協議会での検討内容

（１）これまでの検討経緯

平成 27 年度から令和元年度までに全１７回協議会を実施してきました。第 14 回協議会後からは、主に土壌対策、そして保全樹木について検討を行い、第 17 回協議会において現況樹木取扱い方針を決定しました。

		平成 27 年度				平成 28 年度						平成 29 年度			平成 30 年度		令和元年度		令和２年度	
		基本設計				実施設計						協議調整			工事管理		修正設計			
		2015 年				2016 年						2017 年		2018 年	2019 年		2020 年			
		第１回 (12. 10)	第２回 (12. 21)	第３回 (1. 25)	第４回 (3. 15)	第５回 (4. 26)	第６回 (6. 28)	第７回 (8. 9)	第８回 (10. 18)	第９回 (11. 15)	第 10 回 (2. 15)	第 11 回 (4. 25)	第 12 回 (7. 4)	第 13 回 (1. 11)	第 14 回 (8. 7)	第 15 回 (2. 6)	第 16 回 (10. 29)	第 17 回 (2. 13)	第 18 回 (8. 7)	第 19 回
協議項目	コンセプト		現地見学会		基本設計決定															
	ゾーニング																			
	動線計画																			
	植栽計画										実施設計決定		改修プラン決定	公園工事着工						
	施設整備計画																			
	舗装計画																			
	照明計画																			
	土壌対策 樹木対策																	現況樹木取扱い方針決定		
調査	樹木調査					2016. 7 樹木簡易診断調査										2019. 9～12 樹木調査				
	ボーリング調査					2016. 7 土質調査														
	土壌調査													2018. 7～12 土壌調査						
工事	東郷公園工事														2018. 7～工事中断				2020. 4～工事再開	
	九段小校舎整備工事	2018. 9～開校																		
確認された内容		・設計コンセプト ・歴史性の継承	・継承すべき施設 ・現状の公園の課題	・斜面形状 ・遊具配置 ・歩行計画の改善	・基本的な動線計画 ・ゾーニング ・斜面形状	・斜面の使い方	・基本的な形状（素案）	・全体計画 ・基本的な形状(詳細) ・自転車スペース	・下段広場ベンチ ・転落防止柵 ・公園の禁煙	・ウッドデッキ位置 ・子供の遊び場事業 ・アダプト制度導入	・各広場の施設の配置	・全体計画 ・遊具	・遊具の安全性、配置、維持管理	・施設計画 ・工事計画 ・工事の住民への周知方法	・土壌汚染と今後の調査方法	・土壌汚染の対応方策 ・樹木保全に対する陳情	・土壌汚染と保全樹木の取扱い方針	・土壌汚染と保全樹木の取扱い方針の決定		

（２）改修プラン決定後の協議会での検討内容と今後の予定

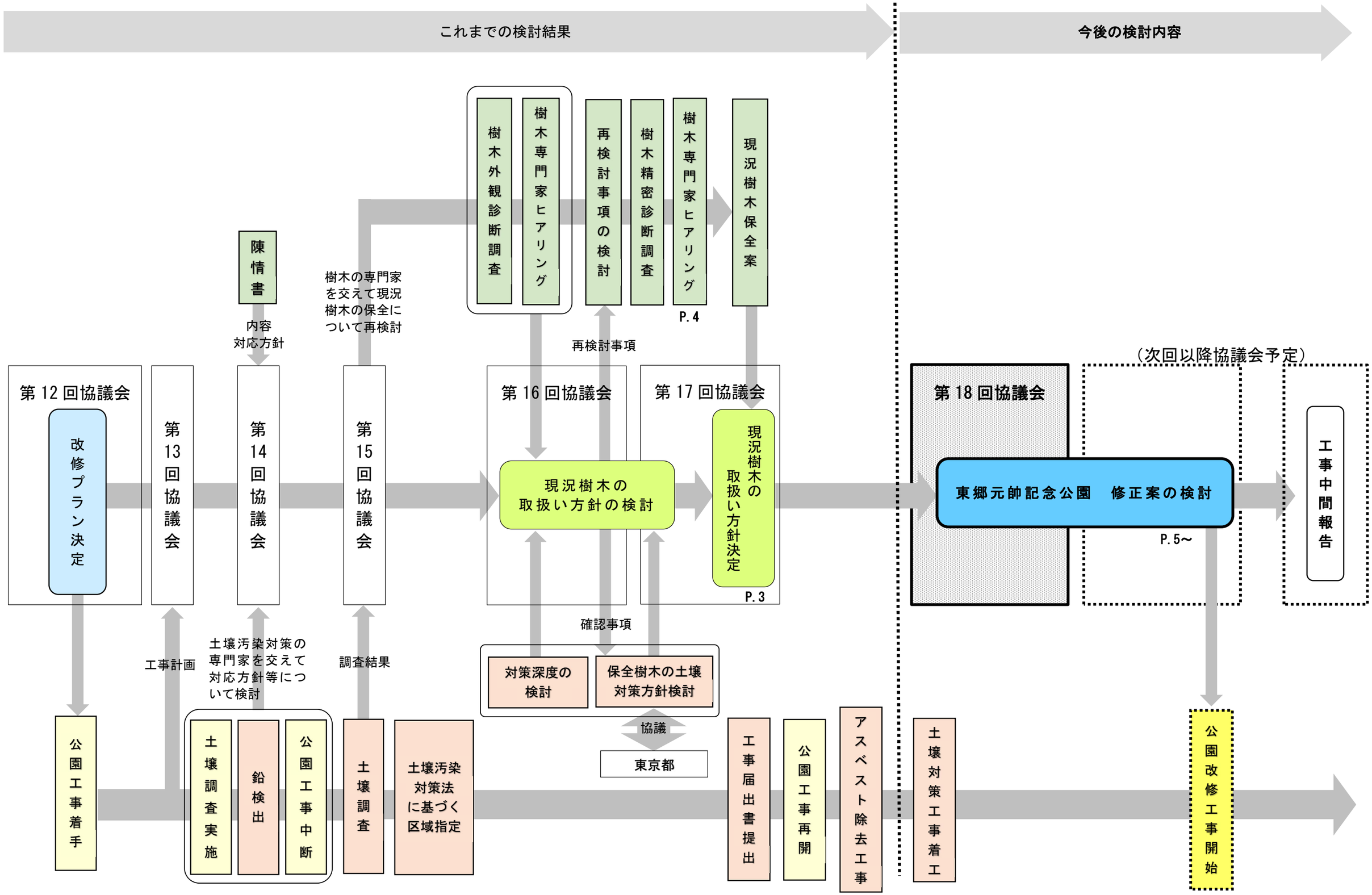

2　第17回協議会での樹木の取扱い

（１）現況樹木の保全計画

第17回協議会で概ね賛同頂けた現況樹木（3m超）の保全案を整理しました。これらの保存樹木を確認し、公園の修正検討を行っていきます。

■保存樹木について

・健全か健全に近い樹木	1本
・注意すべき被害のある樹木	15本
・著しい被害のある樹木	8本
・簡易診断時に健全樹木	20本

■伐採樹木について

・第16回協議会(10/29)において伐採となった樹木（地区計画によるセットバック、傾斜地等のため）		36本
・第17回協議会 (2/13)	樹木診断より不健全な樹木であるため伐採	３本
	地域開放ロビー前の通路確保のため伐採	２本
	樹木専門家の判断により伐採	８本

■現況樹木の評価

評価項目	記号	
健全か健全に近い	A	
注意すべき被害	B1	
著しい被害	B2	
簡易診断時に健全樹木（調査対象外）		

2　第17回協議会での樹木の取扱い

（２）樹木専門家ヒアリング結果詳細

９月に実施した樹木外観診断調査と12月に実施した樹木精密診断調査の結果をもとに、実際に現地を見ていただき、先生方から樹木の取扱いについてご意見を頂きました。

■樹木診断においてＢ２の樹木について
- ・健全なため、保全する　○　８本
- ・健全ではないため、伐採せざるを得ない　⊠　８本

■頂いたご意見
- ・樹木自体について　24個
- ・樹木を保全するために設計において配慮した方が良いこと　8個

根はプールの外内壁に沿ってのびているので、できるだけ残した方が良い。

ケヤキ
根は現況の外壁に沿ってのびているためそのままの方が良い。

アオギリ
保全するべきである。
移植することは問題ない。

ユリノキ・アオギリ
根は現況の構造物付近まで伸びている。構造物の撤去や新設を行う際は、注意する。

ケヤキ
元気ではあるが、根は極力傷つけないこと。

スダジイ
九段小学校内の地域開放ロビー前にあり、通路確保のため伐採は止むを得ない。

トウカエデ
元気であり、保全する。

キンモクセイ
保全できる。

スダジイ
保全する。

イチョウ
保全する。

ソメイヨシノ
開口空洞が1/3以上であり、伐採せざるを得ない。

風化している大谷石を交換する際に基準値超過土壌を除去し、良質土を入れると良い。

根を極力傷つけないためにスロープは橋を渡すような形にし、掘削箇所を減らす方法を考える。

ケヤキ・ムクノキ
根を痛めないように縁石は1m程離すようにした方が良い。

トウカエデ
課題はあるが、元気である。
保全できる。

ムクノキ
傾斜しているのではなく、曲がっているだけなので問題ない。
木陰になるので保全すると良い。

キンモクセイ
移植し、シダレザクラから少し離す。

イチョウ
基準値超過土壌の除去の際、根を部分的に切断することは問題ない。

ケヤキ
基準値超過土壌の除去をするために、根を部分的に切断する際は、手当てを適切に行う。

カキノキ
他の樹木に被圧されて衰・弱しているので、伐採せざるを得ない。

トウカエデ
保全すべき。

このウバメガシは年数を経た樹木である。樹形を整え、保全した方が良い。

スダジイ
保全できる。

ソメイヨシノ
保全すべき。

ヤマモモ
腐朽が進んでいるため伐採した方が良い。

ソメイヨシノ
樹木診断において不健全な樹木と診断され、伐採は止むを得ない。

ソメイヨシノ
樹勢が悪く傾斜しており、危険。
安全性を考えて伐採せざるを得ない。

カヤ
成長が遅いため、東郷邸のときから植栽されている可能性がある。保全する必要がある。

ソメイヨシノ
幹元からGL.2.1mまで幹周1/3前後の開口空洞があり、倒伏、幹折れの危険性があることから、伐採せざるを得ない。

マテバシイ
樹形がゆがんでいる。伐採した方が良い。

ソメイヨシノ
擁壁を設置するにあたり、現況のマンホールの近くまで根を残すのであれば問題なく保全できる。

このヒマラヤスギは幹が二股になっていて入皮（樹皮内部に巻き込まれること）になり、強風でさける可能性があり、伐採せざるを得ない。

・含有量基準値超過区域内にある樹木ついては、現状地盤から50cmエアースコップにて土壌を除去し、良質土で埋め戻すことで対策を行ったと認められるのであれば、その方法が最も良い。
・千代田区には公園等の改修を行う際に治水対策の一環として、雨水流出抑制施設の設置が求められており、中・下段に地下貯水槽として砕石を敷き排水層を設けるとのことだが、土壌内に隙間ができるため樹木にとても良い。規定の体積を確保する必要はあるが、大きさ等に規定がないのであれば、根が展開できる場所近くに設けると良い。

凡　例
- 施工範囲
- 地区計画セットバックライン

※樹種：
△ 針葉樹、□ 常緑樹、
○ 落葉樹、◎ 落葉樹

※樹木目通周：
● 100cm未満、● 100cm以上

樹種名：
樹高(m)／幹周(cm)／枝張(m)

記号	名　称
ア	アオギリ
チ	イチョウ
カ	カヤ
ウ	ウラジロモミ
キ	カキノキ
セ	キンモクセイ
ノ	クスノキ
ケ	ケヤキ
シ	シダレザクラ
ス	スダジイ
ソ	ソメイヨシノ
タ	タブノキ
ト	トウカエデ
ヒ	ヒガンザクラ
ヒマ	ヒマラヤスギ
マ	マテバシイ
モ	モクレン
ミ	モミジ
ヤ	ヤマモモ
リ	ユリノキ
ム	ムクノキ

- ⊠ 評価がＣで危険なため伐採
- ⊠ 先生方の判断による伐採
- ⊠ 通路確保のため伐採
- □ 先生方からのコメント（設計時に配慮すること）

■現況樹木の評価

評価項目	記号	
健全か健全に近い	A	
注意すべき被害	B1	
著しい被害	B2	
不健全	C	
簡易診断時に健全樹木（調査対象外）		

0　20m

3　東郷元帥記念公園　修正案の検討

第 17 回協議会において概ね賛同頂けた「現況樹木の保全計画」（p. 3）を基に「樹木の保全」、「土壌汚染対策」、「補植」について整理しました。また、改修プランを決定した第 12 回協議会後に陳情書やアンケート等で頂いたご意見の中で修正検討に関わるご意見を「第 13 回協議会以降に頂いたご意見」として整理し、第 12 回協議会で決定した改修プランを基に修正案として取りまとめました。

＜第 12 回協議会で決定した改修プラン（原案）＞

＜コンセプト＞

〇多様性の確保・使いこなしの継承

・おいかけっこ、ラジオ体操、休憩など様々な使い方を許容する公園デザインとする。
・座れる場所や木陰を確保する。
・下段広場と中段広場をつなぐ坂を継承する。

〇周辺との連続性の確保

・公園エントランスの設え、東郷坂の動線を補う公園園路の抽出により、周辺との連続性を確保する。

〇歴史の継承

・帝都復興公園のシンメトリー性を継承する。
・東郷元帥邸宅の面影（ライオン像、力石）など、歴史を感じさせるものを継承する。
・大径木の保存とともに再配置による更新を図る。

１．保全樹木の確認

「現況樹木の保全計画」（p. 3）に基づき、樹木を保全します。

２．樹木の保全方法の整理 ●

保全する樹木に対してより良い環境にするために、根周りの広さの確保や根の状態に合わせた既存構造物の存置を行います。

３．土壌汚染対策（封込対策）の検討 ●

砕石 50cm、透水性アスファルト３cm のどちらかで封込対策を行います。

４．伐採に伴う補植の検討 ●

基準値超過区域外（白地エリア）において補植を行います。

５．第 13 回協議会以降に頂いたご意見に対する対応方法の整理 ●

以下、頂いたご意見（陳情やアンケート等）について原案での対応状況または対応方法について整理します。

【第 13 回協議会以降に頂いたご意見】

・樹木について
- ドングリ、赤い実等、木の実を拾うなどができる樹木があると良い。
- 紅葉、桜、広葉樹等、自然に親しめる、子供が楽しめる樹木があると良い。
- 東郷坂沿いに防音のため、樹木を入れてほしい。
- カエルが生息する下段・中段広場の間（斜面地）の緑地面積の確保をして欲しい。

・公園内のエリア分けについて
- 上段広場は幼児、中段広場は小学生、下段広場はボール遊び等、未就学児と小学生のエリアを分けてほしい。
- 場所や時間帯の規制、ネットフェンスで囲うなどをして欲しい。

・遊具について
- 鉄棒、ブランコ、すべり台、大型遊具等たくさんの遊具が欲しい。

・休憩施設について
- 遊具のそばや木陰等に十分な数のベンチがあると良い。
- 上段広場のベンチの上にはひさしが欲しい。

・出入口について
- ゲート（扉）をつけて飛び出し防止をしてほしい。
- 東郷坂の出入口前は交差点なため、急な飛び出しを防止してほしい。

・下段広場のウッドデッキ（休憩広場）について
- 広場は広く取ってほしいため、デッキ縮小または撤去をして欲しい。広場の半分も必要ない。
- 休める場所よりも遊べる場所が欲しい。
- 屋根付きの遊べるスペースがあると良い。

東郷元帥記念公園　修正案（p. 6～9）

＜全体計画平面図の検討手順＞

1．保存樹木の確認
2．樹木の保全方法の整理 ●
3．土壌汚染対策（封込対策）の検討 ●
4．伐採に伴う補植の検討 ●
→修正案（p. 6）
5．第 13 回協議会以降に頂いたご意見に対する対応方針の整理 ●
→修正案（p. 7）
6．１～５を基に「第 12 回協議会で決定した改修プラン」を修正
…遊具の配置修正、デッキの形状変更、スロープの位置変更等行いました。